

公共施設等総合管理計画を策定しました

市の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や規模をめざします

市では、昭和40年代後半から50年代の人口急増期に多くの公共施設を建設しました。これらの施設は、これまで市民のみなさんの生活の利便性や福祉の向上のためにその役割を担ってきましたが、現在は老朽化が進み、今後、大規模な修繕や建替えの時期を迎えることになり、維持・更新にかかる費用は大きな財政負担となることが予想されています。

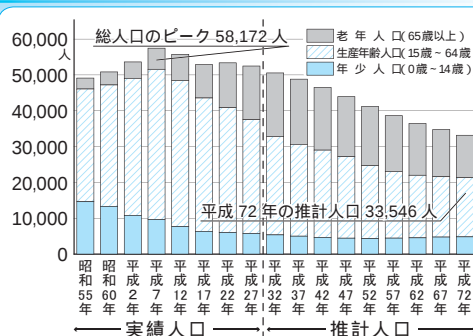
そこで、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組み「公共施設等アセットマネジメント」を推進するため、その基本的な方針として「幸手市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

問合せ 政策調整課 (43) 1111 内線 4401・FAX (43) 3783

公共施設を取り巻く現状と課題

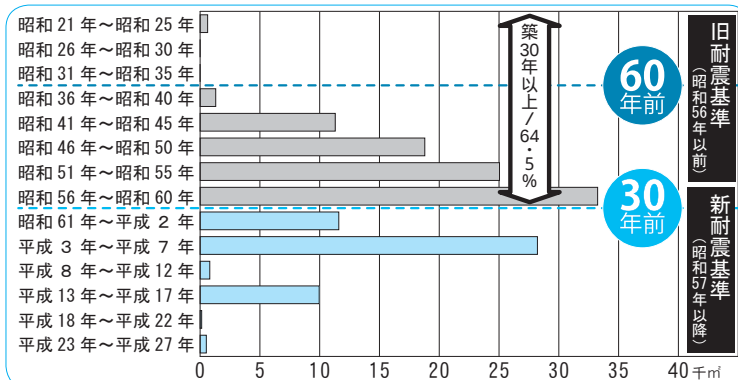
(人口の減少)

市の人口は、減少傾向で推移することが予測されます。



(施設の老朽化)

市が保有する建築物系公共施設のうち、建築から30年以上を経過している施設が6割を超えています。



(更新にかかる費用)

すべての施設を現状のまま維持したと仮定した場合、今後、40年間で更新などにかかる費用は約584億円（年間約14.6億円）という推計結果となりました。

【今後の取組み】
市では、全庁的な取組体制を構築し、市民のみなさんと情報の共有を図りながら、この計画に沿って、公共施設などのアセットマネジメントを推進していきます。

安全・安心で快適な社会基盤となるために必要な機能が確保できるよう、効率的・効果的な整備投資を行っていきます。

②インフラ未普及地区や市民ニーズへの対応

これまでの事後保全型から予防保全型の維持管理への転換を図り、長寿命化を推進することでライフサイクルコストの削減をめざします。

①予防保全・長寿命化の推進
によるライフサイクルコストの削減

▼インフラ系公共施設

総延床面積を30%削減することを目指す。

③施設の集約化・複合化と市民サービスの維持・向上
施設の集約化・複合化により、利用率・稼働率の向上とサービス水準の維持・向上を図ります。

②新規整備の抑制と施設運営の効率化
既存施設の有効活用や新規整備の抑制により、維持管理コストの削減と効率的な施設運営をめざします。

後期高齢者医療制度

平成 29 年度保険料から軽減制度が見直されます

平成 20 年度の後期高齢者医療発足時における激変緩和としてこれまで実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、また、世代間の負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、以下の通り見直しが行われます。

問合せ 保険年金課 (43) 1111 内線



問合せ 保険年金課 (43) 1111 内線 147、197・FAX (43) 1125

所得割額の軽減措置の改正

賦課の基となる所得金額^(※)が58万円以下(年金収入のみの場合211万円以下)の被保険者の所得割額軽減特例が段階的に見直され、平成29年度は「2割軽減」、平成30年度以降は「軽減なし」となります。

(※) …賦課の基となる所得金額とは、収入金額からその収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに、基礎控除額(33 万円)を控除した金額です。年金収入のみの被保険者については、収入額が 153 万円以下の場合は、所得割額はかかりません。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降
5割軽減	2割軽減	軽減なし

被用者保険の被扶養者に係る軽減措置の改正

後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険組合や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額の軽減割合が見直されます。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度以降
9割 軽減	7割 軽減	5割 軽減	資格取得後 2割 軽減 (3年目以降は軽減なし)

7 月に保険料額の決定通知書を送付しますので、内容をご確認ください。

※なお、上記の軽減措置の該当・非該当について確認をしたい場合は、平成 28 年所得が軽減判定の基礎となるため、6 月中旬以降に保険年金課窓口でお問い合わせください。

圏央道側道が
全線開通しました



平成17年度から、圏央道本線と併せて整備を進めてきた圏央道の側道は、圏央道幸手インターチェンジへのアクセス道路であり、さらに国道4号と県道さいたま幸手線を結び、市の環状道路に位置付けられた幹線道路です。

既に平成 28 年 3 月には、国道 4 号から東武鉄道を跨ぐ市道 2-8 号線までの一部が開通しました。

3月30日(木)に、そこから西側の県道さいたま幸手線までの区間(右図参照)が開通し、全線開通となりましたので、お知らせします。ぜひ、ご利用ください。

問合せ 都市計画課 (43) 1111 内線 562

FAX (43) 7656

